

「青少年が安全に安心してインターネットを
利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の
進捗状況（平成26年度）について（概要）

総括：基本計画（第2次）に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- － 学習指導要領の円滑な実施について周知を図るため、情報モラルに関する事例集の紹介や、指導の参考となる資料の配布などを実施。〔文科〕
- － いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者等に対して周知。〔文科〕
- － 「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組を支援。〔文科〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- － 青少年のインターネットリテラシーの能力測定の精度向上を目的として指標を改修。〔総務〕
- － 警察庁ホームページにインターネットに起因した犯罪被害防止のためのリーフレットを掲載。〔警察〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- － 青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発資料を作成・配布。〔内閣府、警察、総務、文科、経産〕
- － 子供たちのスマートフォン等の利用に関するトラブルに対応するため、スローガン「考えよう 家族みんなで スマホのルール」とロゴマークを制作し、「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を開始。〔文科〕
- － 関係省庁と連携し、保護者向け普及啓発リーフレットを作成・配布。〔内閣府〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- － 携帯型ゲーム機やインターネット接続テレビ、携帯多機能プレイヤー、スレート型PC等のインターネット接続機器について利用実態の調査を実施。〔経産〕

5. 国民運動の展開

- － 平成27年の春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、集中的に取組を展開。〔内閣府、警察、総務、法務、文科、経産〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- － 全国の携帯電話販売店(1,202店舗)に対し、スマートフォン用のフィルタリングの説明・推奨状況等実態調査を実施。調査結果を受けて、携帯電話事業者に対し、保護者に対する説明の強化等を要請。〔警察〕

2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの高度化の推進

- － 携帯電話事業者において無線LANにも対応可能なアプリフィルタリングソフトを順次提供開始。第三者機関においてアプリに対応した認定スキームを整備。〔総務〕

3. 新たな機器及び伝送技術への対応

- － 「青少年インターネットセッション 議長レポート」が取りまとめられ、携帯電話事業者におけるフィルタリング説明強化の必要性を示唆。〔総務〕
- － 青少年による機器の利用実態を調査し、その結果を事業者にフィードバックすることにより、望ましいフィルタリングの基準普及に向けた取組を推進。〔経産〕

4. フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

- － インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報された情報を、複数のフィルタリング提供事業者に提供。〔警察〕

5. フィルタリング普及促進のための啓発活動等

- － ゲーム機メーカー及び家電量販店による、年末年始の商戦時期をとらえた保護者への普及・啓発（チラシの配布）の取り組みを促進。〔経産〕
- － インターネットにつながる新たな機器への対応方法などについて、青少年自身が研修し、学んだ成果を発信するワークショップを実施。〔文科〕

6. フィルタリング普及状況等に関する調査研究

- － 青少年及びその保護者を対象に、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援

－ トラブル・犯罪被害への対応方法のアドバイス等を盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、各都道府県教育委員会、関係機関、全国の小・中・高等学校などに配布。〔文科〕

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

－ 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」など、業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援。〔総務〕

3. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援

－ 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察〕

4. 安心ネットづくり促進協議会に対する支援

－ 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、内閣府、経産、文科〕

4. その他重要事項

1. サイバー犯罪の取締り等の推進

－ 違法・有害情報に係る捜査の効率化を目的とした「全国協働捜査方式」を推進し、サイバー犯罪の効率的な取締体制を強化。〔警察〕

－ 平成26年中の全国警察におけるサイバー補導による補導人員は、501人と約2.5倍に増加。サイバー補導を実施して、直接児童に注意・指導を実施。〔警察〕

－ サイバー防犯ボランティア、サイバーパトロールモニター等とサイバー犯罪の被害実態等の情報を共有するなど、良好な関係の構築により、サイバー犯罪の取締りや被害の拡大防止対策を推進。〔警察〕

－ 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立し、ウイルス作成・供用等の罪の新設等が施行され、検察当局において適切に運用。〔法務〕

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

－ インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報の削除依頼に努力。

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

－ 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSモニター」の配布等を実施。〔法務〕

4. 迷惑メール対策の推進

－ ロンドンアクションプラン第10回定期会合を我が国で開催し、外国執行当局と迷惑メール対策に関する情報交換を行うことで国際連携を強化。〔総務〕

5. 国内外における調査

－ 保護者に対する普及啓発活動に関する近年の動向について、アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアにおける青少年のインターネット環境整備状況等に係る調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制

－ 青少年インターネット環境整備推進課長会議を平成26年5月及び12月に開催。〔内閣府〕

2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用

－ 全国6か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。〔内閣府〕

3. 国際的な連携の促進

－ G7ローマ/リヨン・グループに置かれたハイテク犯罪サブグループ会合や第2回サイバー犯罪に関するユーラシア地域作業部会に出席するなどして、違法・有害情報対策等に関する情報交換を推進。〔警察〕

－ デジタル経済計測分析作業部会（WPMAD）のエキスパートグループにおいて日本におけるILASの取組についてプレゼンを実施。〔総務〕

4. 基本計画の見直し

－ 平成26年度、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を計6回開催。第22回（H26.4.24）、第23回（H26.5.22）、第24回（H26.6.26）、第25回（H26.10.2）、第26回（H26.12.16）、第27回（H27.2.18）〔内閣府〕